

議案第 34 号

橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(橋本市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 交付手数料 各種証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 交付手数料 水道使用証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

(橋本市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 橋本市簡易水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第160号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前

<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 交付手数料 各種証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円 (6)～(9) 略</p>	<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 交付手数料 水道使用証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円 (6)～(9) 略</p>
--	--

(橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部改正)

第3条 橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、

次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 交付手数料 各種証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円 (6)～(9) 略</p>	<p>(手数料) 第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 交付手数料 水道使用証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円 (6)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。